

入契法により義務付けられた事項 入契法、品質確保の 施策等実施状況調査

九州7県はすべて達成

九 地 整

九州地方整備局はこのほど、入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況並びに、品質確保の促進に関する施策の実施状況調査結果を公表した。

(11面に実施状況調査結果を掲載)

調査(17年10月1日現在)は、国が18機関、特殊法人等が133法人、地方公共団体が47都道府県、14指定都市、2225市町村。うち、九州ブロックは7県、2指定都市、355市町村を対象とし、入札契約適正化法により義務付けられた事項の徹底を求め、同調査は、「公共事業及び公共工事の入札、契約の適正化を図るための措置に関する指針」で義務付けられている事項及び公共工事の品質確保の促進に関する法律及び指針で示された、基本的な施策の実施状況について、九州の地方公共団体を取り

まじめなもの。適正化指針により努力することが求められている事項について、九州7県は点数制度を採っている場合の競争参加者の点数の公表等で全国を下回っている。2指定都市は

下水道技術検定

7月23日から開始

九州資格協会

九州資格協会は7月23日から、18年度下水道技術検定受験対策講習会を

「電気工事現場の安全管理(必携)」改訂

現場業務に活用

県電設協会

県電設協会(山ノ内文治会長)は、電気工事の施工に直接携わる現場担当者のための「電気工事現場の安全管理(必携)」を13年ぶりに改訂、このほど発刊した。

電気工事技術の多様化等を受けて、現場の安全管理を徹底し、安全衛生面を中心とした施工管理の手法や業務に必要とされる関係書類等を掲載。防災防



発刊にあたって、山ノ内会長は「市場競争が激化し、コスト削減が最優先される状況の中、今こそ安全衛生管理活動への積極的な取り組みが必要」と述べ、現場業務にぜひ役立ててほしい」と話した。

ワンストップサービスセンター機能強化

専門工事団体にも窓口設置

国土交通省は、中小・中堅建設業からの経営相談に対応する「ワンストップサービスセンター」の取り組みを強化する。相談窓口を専門工事団体にも拡大するとともに、相談の受け付けをインターネットでも行う。10日からスタートする。

中小・中堅建設業の経営改善や経営革新、新分野進出などの取り組みを支援するため、17年度からワンストップサービス

活用が広がっている。18年度は、こうした取り組みをさらに強化するため、従来窓口だった建設業振興基金や各都道府

センターでは、それぞれの経営相談の内容に応じた支援体制を整える。また、利用者の利便性を高めるため、相談申込書を簡素化したり、インターネットでの申し込み受け付けも始める。

優良賃貸住宅事業者を募集

50戸数17日から受付

鹿児島市

鹿児島市は、住宅供給促進事業の一環として、今年も優良賃貸住宅事業者を募集する。募集戸数は50戸程度で、受け付け期間は17日から5月19日まで。

同事業は、土地所有者が中堅所得者や高齢者を対象に賃貸住宅を建設する場合、一定の基準に該当すれば建設費や家賃の

路上工事看板デザイン一新

今月から国道工事に導入

国土交通省道路局は、工事内容、目的、期間などが一目でわかる新しい路上工事看板を、4月から全国の国道工事に導入

奉仕活動

15日、鹿児島市管工事協組

鹿児島市管工事協組(肥後勝司理事長)は、15日午前8時30分から、昨年に引き続き市内の各公園約500カ所で、水道設備等の故障修繕と清掃のボランティア活動を実施する。当日は、鹿児島市役所前のみならず、大通り公園で出発式を行う。

総会案内

22日 県木工技能士会

県木工技能士会(窪園和秋会長)は22日午後3時から、鹿児島市のレクストン鹿児島で18年度総会を開く。

25日 県測量設計業協会

県測量設計業協会(福田光一会長)は25日午後2時30分から、鹿児島市の城山観光ホテルで18年度通常総会を開く。

私の健康手帳

第48回 緑内障①

緑内障、あなたは大丈夫？

失明に至ることのある「緑内障」ですが、どのくらい患者数が多いのか、平成12年から13年にかけて大規模な調査が行われ、40代以上の5・7%の人たちに緑内障があることがわかりました。



また、この検診で、いわゆる眼圧が高いという人ではなく、正常な眼圧でありながら緑内障である、というタイプの人が多くいることも明らかになり、今までの認識を覆すような結果が出て、注目されています。

緑内障はかなり進行しないと気が付かない病気です。検査で視野がかなり狭くなっているも、「もののはっきり見えるし、針の穴も通せますよ」と言う人もいるくらいで、視力自体がすぐには落ちないのでわかりにくいのです。見えていない欠損部分があっても目を動かすことで自然に補っているため、最初は全くわかりません。

視野の欠損が徐々に広がって来て、それが中心にかかるくらいになると、はじめて見えにくくなり、気が付くのですが、その時点で治療を開始するには遅すぎます。神経が傷んでしまつので、視野を取り戻すことは困難なのです。それを防ぐには一日も早い受診で発見するしか手立てはありません(次回に続く)。

監修 鹿児島通信病院 眼科部長 林京子先生